

久留米市タイ訪問団(誘客プロモーション)派遣事業業務委託 公募型プロポーザル実施要項

第1 目的

本要項は、久留米市タイ訪問団(誘客プロモーション)派遣事業業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

第2 業務概要

1. 業務名 久留米市タイ訪問団(誘客プロモーション)派遣事業業務
(詳細は業務仕様書による)

2. 業務内容

(1) 観光客誘客に向けたトップセールス

①観光プロモーション

タイ国際旅行フェア 2024(TITF2024)会場における、福岡観光コンベンションビューローが出展するブースで、久留米市産「あまおう」など旬のフルーツ等を配布し、久留米市の観光PRを行うとともに、来場者に直接久留米市への来訪を呼びかける。

②訪問プロモーション活動

現地旅行代理店、航空会社、輸入食品取扱法人、マスコミ等久留米市への訪日需要喚起に資する法人・団体を訪問し、久留米市の魅力をPRし、久留米市への誘客を呼びかける。

(2) 新たな交流・協力体制の可能性調査

フルーツ、花、グルメなど、テーマを設けた新たな交流・協力体制に向け、関係団体等との意見交換を行う。

3. 委託内容

(1) 訪問団の派遣および現地でのプロモーションに関する業務

①移動手段・宿泊先等の手配、訪問団全体のスケジュール調整と旅程管理。ただし、利用する航空便は、機中泊を伴わないものとする。

②前項6の(1)の①に関する業務全般

福岡観光コンベンションビューローとの出展調整、出展ブースで配布するフルーツやノベルティ等の調達・購入と現地への搬送

③前項6の(1)の②に関する業務全般

訪問団の訪問先の選定、全体アレンジメントおよびアポイントメント調整、随行する現地ガイド・通訳等の手配、交通手段(道路事情が良いと判断できる場合は専用車が望ましい)の確保並びに訪問先への土産品(久留米市の地場産品)の調達・購入

④その他訪問団派遣に関すること

その他訪問団の派遣に際し、必要な安全対策を講じるとともに、海外欠航補償保険(支払限度額50,000円程度)に加入すること。

また、訪問団員が現地で使用する携帯通信端末用のsimカード、モバイルWi-Fiルーター等を準備すること。

(2) 現地で生じる支払い等に関する業務

現地で生じた経費等を支払うこと。

4. 業務委託期間 契約締結日から2024年(令和6年)2月16日までとする。

5. 事業実施時期と派遣人数

(1) 派遣日程 令和6年1月25日(木)~28日(日) 3泊4日

(2) 派遣人数・訪問団の構成 市長、市議会議員2名、随行職員3名 計6名

6. その他

(1) 企画提案書において安全対策を明記すること

(2) 海外航空機欠航補償保険(支払限度額50,000円程度)に加入すること

第3 委託予算

本業務は、2,570,000(諸税込)以内を委託予算とする。

第4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (2) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

第5 参加手続き

1. 参加方法

3に示す提出書類の提出をもって本募集に応募したものとする。

2. 企画提案書等作成に関する質疑応答

質問期限：2023年(令和5年)10月6日(金)17時まで

質問方法：Eメール（送信先：ktie@ktarn.or.jp）

久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課 担当宛て

質問様式：任意（ただし、件名は「久留米市タイ訪問団(誘客プロモーション)事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及びEメールアドレスを明記すること）

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、メールで質問者全員に対して回答

3. 提出書類

以下のすべての書類とする。なお、提出書類に不備等があった場合は失格とみなします。

提出書類名	部数	備考
1 参加申込書	1	別紙様式1
2 企画提案書(※)	6	第6 企画提案書作成方法を参照
3 価格提案書(見積書)	1	様式任意
4 会社概要	6	様式任意
5 委任状		支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ別紙様式2
6 納税(滞納なし)証明書(※)	1	下記参照

※2および4については、1部にのみ社名を記載すること。

※6については、参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区区分ごとの必要書類）

所在地区分		税区分		法人	個人
		税目			
県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明	
	久留米国保	国民健康保険	—		

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

4. 参加書類の提出期限および提出先

提出期限：2023年(令和5年)10月13日(金)17時まで

提出方法：郵送または持参

持参の場合は、平日の午前10時から午後5時までの間に提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。消印は認めない。郵便事故等については、協会はその責めを負わない。

提出先：公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町 3-11-6F 代表電話番号：0942-31-1717

5. その他

- (1) 提出された提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。
- (2) 提出書類の作成、提出、聴き取り調査に係る経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。

第6 企画提案書作成方法

1. 様式等の形式

- (1) 表紙 「久留米市タイ訪問団(誘客プロモーション)派遣事業業務 企画提案書」と記載。
- (2) 様式 A4版縦型・長辺綴じ
- (3) 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- (4) 提出部数 6部(正本1部、副本(社名、捺印無し)5部)。
- (5) 制限枚数 表紙を含め12ページ以内とする。

2. 構成とポイント

- (1) 提案書は「提案書の構成」で示す構成とすること。
- (2) 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- (3) 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- (4) 企画提案書については、必ず次頁「提案書の構成」の各項目の番号を明記し、ページ番号を付けること。

「提案書の構成」

提案項目（評価項目）		提案内容（評価内容）	（評価配点）
企画提案	1. 事業の実現性、企画力	事業目的・内容を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。事業スケジュールが適正であるか。	10点
	2. 訪問先選定による誘客効果	訪問や意見交換によって、久留米市へのインバウンド需要喚起が期待できるような、現地の一般市民への影響力のある訪問先を選定しているか。	30点
	3. 誘客に繋がるプロモーション企画	提案のあった企画内容が、実際に福岡県久留米市への誘客に繋がるものか。	30点
	4. 事業実施体制の信頼性	事業遂行にあたり、実施体制は社内連携がとれ、かつ十分な知識やノウハウがあるか。	10点
	5. 業務実績	同種・類似業務の実績は十分か。	15点
価格提案		配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格） ※小数点第1位以下は切り捨て	5点

※企画提案書の作成にあたっては、本プロポーザル別添資料をご参照ください。

第7 契約の相手方の特定

1. 特定方法

プレゼンテーションは実施せず、参加資格があると認められる企業の企画提案書等の書類をもとに、「第6 企画提案書作成方法」の「提案書の構成」の項目において総合的な評価を行い、業務受託予定者を特定する。

2. 特定結果の通知

特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。また、協会ウェブサイトに掲示する。

3. 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- (1) 提出者が第5の応募資格を有すると偽った場合または応募資格を失った場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

第8 その他

1. 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

2. 賛助会員

本業務を受託した者は、久留米観光コンベンション国際交流協会の賛助会員（年会費一口1万円）に入会すること。すでに入会している者はこの限りではない。

第9 問い合わせ先

公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課
担当：永江（メールアドレス：nnagae@ktie.or.jp）